

文化のまちの心の教育特区

都道府県名：

北海道

申請主体名：

清水町

区域の範囲：

北海道上川郡清水町の全域



特区の概要：

文化のまち第九のまちという特性を生かし「豊かな心」を育む教育活動の充実を図っていくため、小学校低学年における学級編制について20人規模を基準とし、新たな学級編制に伴い任用する教員の給与を町費で負担することにより、きめ細かな指導を通じた学校生活への円滑な適応と基礎学力の定着とともに、子供たちの心の教育の充実に寄与する少人数学級を実現する。

適用される規制の特例措置：

・市町村負担教職員任用の容認

